

<<<議会基本条例制定に関する特別委員会>>>

◆活動報告 2

『議会基本条例制定に関する特別委員会』では、条例の制定に向けて、第1条から第4条までの案について議論を交わしました。

4月20日

第1条(目的)について慎重に審議、地方主権時代に相応しい議会及び議員が、町民の代表機関として果たすべき役割を含めた真の「目的」について。

5月14日

第2条(議会の使命)町民主権を基礎とする代表機関として果たすべき役割、意思決定機関であることの自覚と公平性・透明性・信頼性を重んじ、開かれた議会を目指す。町民参加と協働を基軸とした議会運営等について。

6月23日

第3条(議員の活動と使命)議員は、町民の代表者であり代弁者である。議会審議のほか議員間の自由な討論を通じて、総合的な見地から個別事案に限らず町民全体の暮らしの向上を目指すなどについて。

7月23日

第4条(町民と議会の関係)議会の果たすべき重要な責任として情報の公開・町民に対する説明責任の履行及び町民との意見交換の場の設置・町民の意見、識見を十分聴取する等町民参加の機会を設けることなどについて。

以上報告します。

議会基本条例制定に関する特別委員会 委員長 岩本 克美

<<<湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会>>>

◆活動報告

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会では下の内容について協議されましたので報告します。

5月21日 湯河原町役場にて開催

報告は役員、委員の変更です。

案件は「水道料金について」「水道事業広域化調査委託について」協議されました。

6月16日 湯河原町役場にて開催

案件は「平成21年度会務報告及び決算について」「平成21年度共同処理事業の負担割合及び負担実績について」「平成22年度共同処理事業等の事業予算(案)について」「平成22年度事業計画(案)及び予算(案)について」です。

自治会連合会と懇談会で意見交換!!

6月15日の夜、町民センターにおいて各自治会の代表者と議員とで懇談会を行いました。自治会からは「下水道や水道料金の将来のこと」など、生活に密接した要望や質問を多数いただきま

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会 副委員長 青木 繁

左記の6案6項目が平成22年度事業として承認されました。
 ①共同処理事業(し尿処理・火葬場・消防・下水道・ごみ処理・共有土地管理の6事業)
 ②西湘バイパスの再延伸
 ③公の施設の相互利用
 ④湯河原厚生年金病院の存続
 ⑤国道135号線の渋滞解消
 ⑥水道事業の広域化に向けた研究事業

「飲料水の供給に関する協定書について」平成18年度協定による水道料金の単価を1㍑75円から81円に改定し、平成23年4月1日より施行される協定が締結されました。

また「真鶴駅北口の新設に関する要望について(案)」が追加・承認されました。

